

健康づくり、まちづくりの 運動をすすめましょう

足立健康友の会入会のご案内

足立健康友の会は医療機関、福祉施設・職員と協力して会員や地域住民の命と健康をまもり「安心して住みつづけられるまちづくり」の運動をすすめています。会員は約1万名です。

北千住支部、千住西支部、北地域支部、蒲原支部の四つの支部があり支部を基礎に地域で活動をすすめています。

友の会の活動は会員の要求に応じた幅広い活動をおこなっています

- 区民健診、友の会健診など「年に一回は全身チェック」を合言葉に健診活動を推進し病気の早期発見・早期治療につとめます。
- 健康班会・医療こん談会、保健学校などを開催し病気のことや健康づくりのことなどを学び、青空血圧測定・体脂肪測定など健康チェック活動・健康相談活動をおこないます。
- 病院や診療所の建設、機器の購入に必要な資金となる「法人債」「協同基金」の募集にとりくみます。また地域に必要な診療所や福祉施設の建設運動をすすめます。
- 旅行やサークル活動、ボランティア活動など趣味や要求に応じた多彩な活動をおこない会員相互の交流をおこないます。
- 「住みやすいまちづくり」「平和な国づくり」をめざし、地域の幅広い諸団体・個人と協力して自治体や国にむけた政策提言や交渉、署名運動にとりくみます。
- 会費は一年間で700円です。どなたでも入会できます。

上記諸活動の推進や会の運営上提供された個人情報を活用させていただきます。当会は会員の人権、プライバシーを尊重する立場から会員の個人情報の厳重な管理と保護につとめています。

足立健康友の会

東京都足立区柳原1-9-13
電話 03-3870-4534

足立健康友の会 入会申込書

申込日 年 月 日

私は、足立健康友の会の趣旨に賛同し、年会費700円をそえて入会を申し込みます。

ふりがな
お名前

生年月日 大・昭・平 年 月 日

ご住所

電話

安心して住み続けられる まちづくりめざして

患者さん、利用者さんなど住民の命と健康を守るために日々働きつづけています

病院

- みさと健和病院 ●柳原病院
 - 柳原リハビリテーション病院
- 差額ベッドのない確かで安全な医療療養をめざします

歯科診療所

- 柳原歯科 ●蒲原歯科 など
- 在宅・障害者・小児歯科、予防も含めた総合的な歯科医療をめざします

医科診療所

- 柳原診療所
- 健愛クリニック
- 蒲原診療所
- かもん宿診療所
- 柳原ホームケア診療所 など
- 柳原腎クリニックなど腎透析2ヶ所

地域の医療健康づくりのセンターとしての活動を進めます

薬局

- みなみ薬局
- ちぐさ薬局
- 東あやせ薬局
- 柳原訪問薬局

保険調剤・地域薬局として気軽に相談できる薬局をめざしています

ヘルパー ステーション

- 17ヶ所
- あなたのケアステーション
心通う介護ネットワーク

福祉関連施設

- 特別養護老人ホーム「葛飾やすらぎの郷」
- 老人保健施設「千寿の郷」
- 介護ショップらくだや
在宅用品、レンタル・販売
- 在宅介護支援センター「千寿の郷」
- グループホーム千住大川 など3ヶ所
- デイサービスセンター千住大川
- かばらデイサービス など10ヶ所

訪問看護ステーション

- 北千住訪問看護ステーション
 - 太郎山訪問看護ステーション
 - 千住新橋訪問看護ステーション
 - 綾瀬訪問看護ステーション など
- 在宅医療を訪問看護で支えます

年に一度は健診を受けましょう

友の会は会員や家族が区民健診などの健診を積極的にうけ病気の早期発見・早期治療に努めています。

制度の充実を求めて諸団体と協力して区交渉なども行います。

足立区健康診査は

- 生活習慣予防健診
- 歯周病予防健診
- がん検診

等がありますので医療機関や保健所、地域の保健センターにお問い合わせください。

「協同基金」に協力しましょう

医療機器の更新、診療所などの建設には資金が必要です。

また、医療経営を強化することは将来にわたって安心して医療の供給を保障することになります。

友の会は日頃の医療活動や職員の接遇などで気づいたこと気になることなど意見や要望を積極的によせるとともに「協同基金」の募集に積極的に協力しています。

協同基金への協力は役員職員にお申し付けください

一口1000円から 期間は10年無利子です

患者の権利宣言

私たち友の会は安心・安全・納得の医療を求めて
ここに患者の権利を宣言します

私たち患者には、人間として自分自身の尊厳を守る権利があります。

私たち患者には、平等な医療を受ける権利があります。

私たち患者には、最善の医療を受ける権利があります。

私たち患者には、自己の受ける医療と関連する内容について知る権利があります。

私たち患者には、どのような医療行為に同意するか（選択や拒否）を決める権利があります。

私たち患者には、セカンド・オピニオン（第二の意見）を得る権利があります。

私たち患者には、申し立てた苦情にたいして、調査の後、報告を受ける権利があります。

私たち患者には、患者のもつ権利を医療者・医療機関が何らかの理由で侵害するときは、説明と同意手続きを求める権利があります。

会員みなさんに訴えます

—痛みもうがまんでできません、ごいっしょに—

あいつぐ医療法の改悪で病院や診療所の窓口負担が増え「病気になっても病院や診療所に通院できない」患者さんが増えています。

介護保険法の改悪で10月から施設入所者やデイサービスの利用者などの居室料金と食事代が介護報酬からはずされ全額自己負担となりました。また来年の4月からは要支援・要介護1に認定の多くの利用者さんのサービスが介護保険から外され新予防給付に回されます。予防給付の実態は多くの自治体でいまだ明らかにされず不安が増大しています。

病院の入院での居室料や食事代についても全額自己負担の導入や、高齢者のあらたな医療保険制度の導入など際限のない自己負担が押しつけられようとしています。

こうしたなかで友の会の拡大強化月間が10月から12月にかけて取り組まれます。

この期間には「第26期保健学校」や「足立健康友の会文化まつり」「健康まつり」「自治体検診や友の会検診」「平和憲法を守る運動」の推進など諸行事が取り組まれます。

また、病院や診療所の設備の更新や経営を支える「協同基金」への協力をすすめます。すべての会員みなさんに以下の協力を呼びかけます。

1. 仲間増やしに協力してください。
2. 「協同基金」に協力してください。
3. 保健学校や医療懇談会、「まつり」など諸行事にご参加ください。
4. 「九条の会」の活動や平和憲法を守る活動にご協力してください。

友の会の目的

友の会は、病院・診療所や、関連の医療福祉施設と協力して、会員や地域住民の命と健康をまもり「安心して住みつけられるまちづくり」をめざすことを目的としています。

友の会の運営は

- 年一回総会を開き、会員のみなさんの意見を反映して活動方針を決めています。
- 日常の運営は、総会で選ばれた役員を中心に行っています。
- 毎月1回 新聞「下町の健康」をお届けします。
- 病院・診療所との懇談会を開き、会員の意見や要望を生かし活動しています。

保健学校や医療こん談会

医師、看護師などを講師とする保健学校や「一緒に健康づくりを学ぶ医療こん談会」を開いています



病院・診療所づくり

地域住民に信頼され安心してかかれる病院・診療所づくりに参加します。



まちづくり

地域の幅広い団体と協力して国や自治体に向けて政策提言や交渉、署名活動などを行います。



友の会の活動は…会員の要求に応じた幅広い活動を行っています。

健康まつり・友の会まつりを開催します

地域住民・団体のみなさんと一緒に「健康なまちづくり」の祭典を開催します。

サークル活動

書道、囲碁、将棋、俳句、水彩画、卓球、ちぎり絵、あるこう会など幅広い趣味・文化サークル活動を行っています。



ボランティア活動

施設、在宅患者さんへの介護、お一人暮らし昼食会などのボランティア活動を行っています。

